

「六條例」の成立

——乾隆朝八旗政策の一断面——

綿 貢 哲 郎

れることは、該旗の代表としてニルを分給されて旗人を属下として支配

することを意味していた。⁽³⁾

さらに恩賞や懲罰に際してはニルがその対象とされたこと、旗王が属下の旗人官僚との主従関係を利用して清朝財政を侵食したことが先行研究で指摘されており⁽⁴⁾、旗王のニル領有とは、まさしく旗王にとって経済基盤、存立基盤、さらには権力基盤だつたのである。⁽⁵⁾

される滿文稿冊の名稱である。唯一の専論を著した石橋崇雄氏によれば、乾隆三〇年（一七六六）一月三十日に制定された「ニルの繼承に関する規定」⁽⁶⁾であり、ニル及び佐領の種類を判別するための資料のひとつであるという。

旗人が所属するニルが、軍政一致組織であった八旗の基本単位ということは周知のとおりである。ニルとは本来、清朝勃興時に征服された在来諸集團が再編成されたもので、八旗の構成員として支配層に編入された。また清初において、太祖ヌルハチの嫡出子侄が旗王として分封さ

れること、旗の代役としてニルを分給されて旗人を属下として支配することを意味していた。⁽³⁾さらに恩賞や懲罰に際してはニルがその対象とされたこと、旗王が属下の旗人官僚との主従関係を利用して清朝財政を侵食したことが先行研究で指摘されており⁽⁴⁾、旗王のニル領有とは、まさしく旗王にとって経済基盤、存立基盤、さらには権力基盤だつたのである。⁽⁵⁾

旗人の社会的側面からニルに注目すれば、ニルは行政組織として、常に民人の府州県制度の県に比定される。その長官たる佐領はニルを統轄し、ニル下人の生計を維持するとともに、悪習に染まらないよう教え導くことが求められた。その管轄範囲は戸口・田宅・兵籍・訴訟等の各方面に涉るが、実際には単純に項目別に列挙して概括することができないほど多彩であった。佐領は、ニルの内情一切に通じていたことから、その実務は「保甲」と似通っていたともいわれる。ただし、知県は七品官、佐領はそれより高位の四品官であった。⁽⁷⁾このようなニルの制度は、

「八旗通志初集」全二五〇卷，鄂爾泰等修，乾隆四年（一七三九）→東北師範大學出版社，一九八五年

「上諭八旗」全一三卷，允祿等，乾隆六年（一七四一）→台灣商務印書館「文淵閣四庫全書」

「陰行旗務奏摺」全一三卷，允祿等，乾隆六年（一七四一）→台灣商務印書館「文淵閣四庫全書」

「大清金貴則例」全一八〇卷，乾隆二年（一七四七）→台灣商務印書館「文淵閣四庫全書」

「欽定八旗通志」全三四二卷，铁保等，嘉慶四年（一七九九）→台灣商務印書館「文淵閣四庫全書」

「大清高宗純皇帝實錄」全一五〇〇卷，滿洲國國務院印，一九三八年→華文書局，社，一九九一年

「大清高宗純皇帝實錄」全一五〇〇卷，滿洲國國務院印，一九三八年→華文書局，一九六四年

「鑲藍旗漢軍呈造佐領世職根源条例家譜摺」全二册，東洋文庫所藏

綿
貫
哲
郎

「六條例」の成立
——乾隆朝八旗政策の一断面——

社会文化史学

第四十五号抜刷

平成一五年十月二十五日